

問合せ先 学校給食課 (☎ 41 - 3251)

給食費を値上げしますが、値上げ分は市が負担します (令和 5 年度)

市では、成長期にある児童生徒の心身の発達のため、地産地消を推進しながら、安心・安全でおいしい給食の提供に努めています。

しかし、昨年度から続く物価上昇により、現行の給食費では質と量のバランスが取れた給食を提供し続けていくことが困難になっています。

そのため、今年度 2 学期からの給食費を改定することとしました。

改定後の給食費 (1 食あたり)

小学生	290 円	(改定前 270 円)
中学生	330 円	(改定前 300 円)

なお、保護者の負担を軽減するため、今年度は値上げ分 (小学生 20 円、中学生 30 円) を市が負担します。

小学生の場合

2・3 学期
290 円

保護者負担 270 円	市負担 20 円
----------------	-------------

中学生の場合

2・3 学期
330 円

保護者負担 300 円	市負担 30 円
----------------	-------------

第 2 子中学生の給食費無償化を開始します

令和 4 年度 2 学期から第 3 子以降のこどもの給食費を無償化し、子育て支援を図っています。

さらに、今年度 2 学期から、同一生計でこどもを 2 人以上扶養している保護者に対して、新たに第 2 子中学生の給食費を無償化することにより、子育て支援のさらなる拡充を図ります。

対象 下記の要件をすべて満たす方

- ・ 同一生計で扶養している 2 番目のこどもが中学生、または 3 番目以降のこどもが小・中学生であること
- ・ 保護者および対象となるこどもが小牧市に住所を有すること
- ・ 対象となるこどもが市立小・中学校で給食の提供を受けていること
- ・ 生活保護による給食費相当分の補助を受けていないこと

※無償化の適用を受けるには、保護者の方から申請が必要です。

詳しくは学校給食課までお問い合わせください。

例：2 人きょうだい (第 1 子高校生、第 2 子中学生) の場合



■ 年間給食数 190 食の場合

※ 改定後の給食費で算定

長男：190 食 × 330 円 = 62,700 円

負担軽減